

2016
08
August



CLIENT

H28.08.05 No.299



税理士法人コーポレート・アドバイザーズは、日本クレアス税理士法人に社名変更いたしました。

弊法人からのご連絡事項

- ・『生命保険診断サービス』(無料) を利用しませんか?
- ・マイナンバーを記憶したデータのあるパソコンの修理について
- ・週刊誌の記事について
「やってはいけない歯科治療」

P1・2

税務トピックス

- ・スイッチOTC薬控除
(医療費控除の特例) の創設

P4

明日へのヒント

- ・患者別対応のポイント①～高齢患者編～

P5・6

医療トピックス

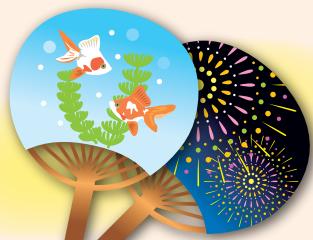
- ・「日本デンタルショー 2016 東京」ご報告

P3

Q&A ~皆様からのご質問にお答えします~

- ・産休と育休について

P7



誠に勝手ながら、**8月15日(月)**を夏季休業とさせていただきます。
皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。

「自分が加入している生命保険等について、件数を把握していない、いざという時にいくら保険金が支払われるのかを知らない」という先生が多くいらっしゃいます。

このような先生方に、便利に使っていただける『生命保険診断サービス』をご紹介します。

■ 生命保険の内容を把握している人は少数派！

先生方は下記のような質問にすぐに回答できますか？

- ・自分が亡くなった時に支払われる生命保険金は、いくらでしょうか？
- ・その生命保険金は死亡以外に、高度障害、介護状態でも支払われますか？
- ・その生命保険金は、誰に支払われるでしょうか？
- ・その生命保険金を受け取った時、税金は発生するでしょうか？
- ・今、何件の保険に加入していますか？

無料です！

？

生命保険等について把握していない要因としては、自分で加入しようと思った保険だけではなく、歯科医師会、保険医協会等でよく分からぬうちに保険や福祉共済に加入していたということも多いためだと思います。

また、貯蓄性があると思っていた保険が掛け捨てだったというように、目的に合っていない保険内容だったというお話しも聞きます。



■ 『生命保険診断サービス』とは？

いざという時に先生とご家族が困らないため、今加入している保険契約の内容を把握することが大切です。そこで、弊法人では、以下を目的として現状の保険契約の全てを診断させていただくサービスを行っております。「保険版の資産管理台帳」とお考えください。

- ・既存の保険契約において、解約をすることでメリットが生まれる契約はないか？
- ・既存の保険契約の契約内容を変更することにより、メリットが生まれる契約はないか？
- ・新たな保険契約に変更することにより、メリットが生まれる契約はないか？

本サービスは、最適な保険契約を締結されているか否かを評価するために行うもので、新たな生命保険を勧めることを目的としたものではありません。

また本サービスは弊法人の顧問先サービスとして行っており、保険診断調査レポートの提出を含め、すべて無料で行わせていただいておりますので、ご安心ください。



生命保険に関するご相談もお気軽に
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

マイナンバーを記憶したデータのあるパソコンの修理について／週刊誌の記事について

社会保障と税の個人番号（マイナンバー）制度が、開始されてから半年が過ぎました。そうしたなか、パソコンの修理について、メーカー側は「マイナンバーが記憶されたデータがある場合には、修理をお受けできません」と、方針を表明しており、影響が懸念されています。

■ マイナンバーを記憶したデータのあるパソコンの修理について

マイナンバーを取り扱う場所や担当者はすでに決定していると思いますが、スタッフのマイナンバーのデータを管理しているパソコンは、順調に動いているでしょうか？

◊マイナンバーを記憶したデータのあるパソコンは、修理が一般的にはできません

パソコンメーカーの多くが、マイナンバーのデータを管理しているコンピュータが故障した場合について、修理ができないことをホームページ上で告知しています。

ある国内大手パソコンメーカーは、次のように方針を伝えています。

- ・ハードディスク等にマイナンバーが記憶されたデータがある場合には、修理をお受けできません
- ・お客様は、ご依頼前に、お客様の責任においてマイナンバーを消去していただくものとします
- ・なお、修理及び診断作業の過程でハードディスク等にマイナンバーが記憶されたデータが確認された場合には、修理を実施せずに、お預かりした対象機器を返却いたします

と、明記されています。

そのため、パソコンが起動しなくなった場合は、新しいものを購入する必要があるようです。

マイナンバーを記憶したデータのあるパソコンが、
起動しなくなった場合は、新しいものを購入して
再度収集する必要があるようです。



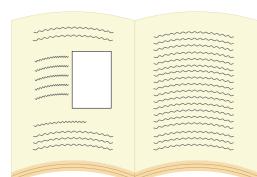
『週刊ポスト』（小学館）は7月8日号、15日号の2週連続で歯科治療のリスクや問題点を集めた「やってはいけない歯科治療」の特集を組みました。先生方は、ご覧になりましたでしょうか？

■ 週刊ポストの「やってはいけない歯科治療」の記事

記事は、「良い治療はもうからない」という歯科特有の収入構造が不正請求や過剰診療の背景にあるとしています。

また、レジンの保険適用が進まないのはなぜか、インプラント手術をめぐるトラブル、根管治療による抜かない歯科治療、ノンクラスプデンチャーが保険適用にならないのはなぜか、というような、これから自分が治療を受ける側であれば気になるようなことが、いくつか書かれています。ただ、ノンクラスプデンチャーについてはデメリットの掲載がないことが気になります。

どれもトラブルのきっかけは患者さんへの説明不足ではないかと思いました。当然のように良く耳にするインフォームドコンセプトですが、重要なのは「先生が説明したか」ではなく、「患者さんが理解したか」なのではないかと改めて感じます。



ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

2016年7月16日、17日に東京ビッグサイトで開催された「日本デンタルショー2016 東京」(主催：一般社団法人日本歯科商工協会)に、弊法人スタッフも見学に参りました。2日間の来場者は23,225名(主催者発表)と、多くの方が足を運んでいました。

初日の16日(土)は来場者が少なく、各レセコン会社が提供している予約システムを実際に動かしながら、ゆっくり説明を聞くことができました。17日(日)は会場に入るまでに並びましたので、かなりの混雑でした。

入口すぐのところで、松風のEMS、東京技研の口腔外バキュームが展示されており、導入する医院が増えている最近の傾向が表っていました。

今回は、(株)モリタが100周年、(株)ヨシダが110周年、(株)近畿レントゲン工業社が70周年と、創立〇〇周年を掲げて、力を入れている会社が目立ちました。



参考：口腔外バキューム(JMS株式会社)

◆CAD/CAMシステム

3D光学カメラとミリングマシン(CAM)もセレックだけではなく、各社色々と発売しており、実際にスキャンして試してみることもできました。

我々は口腔内の扱いに慣れていないため、「簡単ですよ」と言われてもスキャンに時間がかかりました。

先生方は当然、手早くスキャンできると思いますので、患者さんのストレスを単純に比較すると、印象材による型取りよりもスキャンの方が楽に感じると思いました。



参考：セレック(シロナデンタルシステムズ株式会社)

◆有床義歯咀嚼機能検査

歯科診療報酬に新設された『有床義歯咀嚼機能検査』を手軽にできるように開発された商品も、(株)GCのブースで目を引きました。有床義歯を新製する際に装着前、装着後についてそれぞれ検査を実施することで、保険算定が可能になります。

咀嚼機能を数値で把握できることは、患者さんにとっても分かりやすいと思います。年配の患者さんや義歯患者さんが多い医院では、メーカーに話を聞いてみてはいかがでしょうか。



参考：日本デンタルショー2016
(10月には福岡で開催)

ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。
日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

年々増加する国民医療費を抑制するために、平成28年度税制改正において、「スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)」の創設がなされました。これは、自分自身で健康管理を進めるセルフメディケーション(自主服薬)を推進するためのものです。

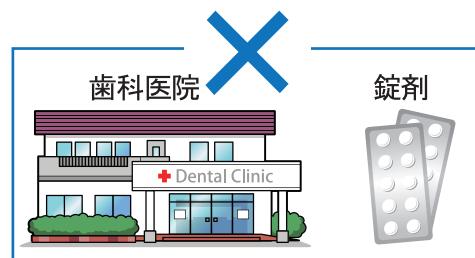
■ 概要

健康の維持増進及び疾病の予防への取り組みとして一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合、その年に支払った合計額が1万2千円を超えるとき、その超える部分の金額(上限8万8千円)をその年分の総所得額から控除するものです。ただし、この特例は、現行の医療費控除の適用との選択適用となります。また、歯科医院で処方箋を出す場合、又はお薬を出す場合は、従来通り医療費控除の対象となります。

■ スイッチOTC薬とは?

スイッチOTC薬とは、医療用から転用された医薬品のことです。ドラッグストアなどで販売されている医薬品で、英語の「Over The Counter」に由来しています。

対象となるOTC薬は、厚生労働省の「セルフメディケーション税制対象品目一覧」で確認できます。



■ 対象者とは?

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族、かつ

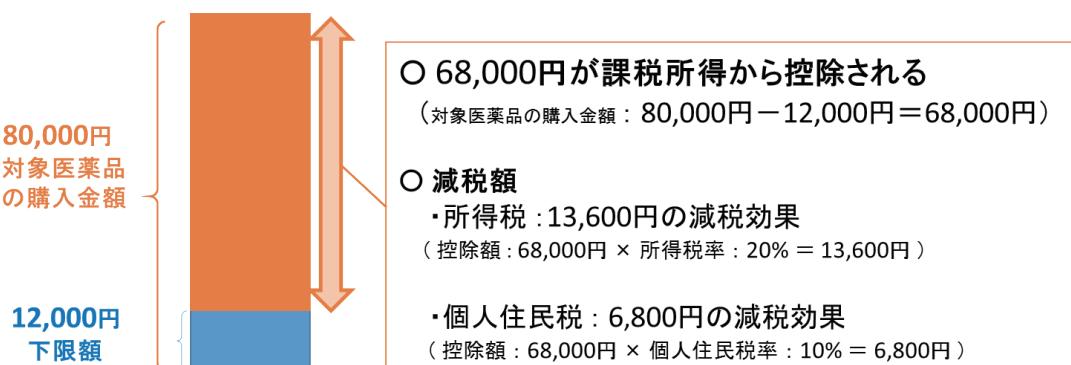
- ① 特定健康診査
- ② 予防接種
- ③ 定期健康診断
- ④ 健康診査
- ⑤ がん検診

上記①～⑤の検診等を受けた者が、対象者となります。



窓口で患者さんからOTC薬控除の対象になるか聞かれた場合、医院で請求した薬代、発行した処方箋に係る薬代は対象になりません。ご注意ください。

スイッチOTC薬控除利用のイメージ(平成29年1月1日～平成33年12月31日)



課税所得500万円の者が、対象医薬品を年間80,000円購入した場合
(生計を一にする配偶者その他の親族の分を含む)

参考:厚生労働省「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」を参考に弊法人で作成

ご不明な点がありましたら、担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 相続事業部

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873

前月号では、院内で取り組む接遇研修についてご紹介し、ロールプレイングの実施要領や注意点について触れました。

少子高齢化が進む現在の日本では、4人に1人は65歳以上となりました。今月号では、高齢患者への対応のポイントについてお伝えします。

■ 高齢患者への対応のポイント

(1) 高齢患者に優しい玄関の設備

最近は、靴のまま診察室に入る歯科医院も増えてきましたが、靴を脱ぐタイプの医院では、高齢患者が靴を脱ぎ履きする際、ちょっと腰をかけられる椅子があると便利です。その横に、手すりがあれば、さらに優しい配慮となります。

コート掛けや傘立て、ゴミ箱も、スペースに応じて配置するのが望ましいでしょう。抗菌スリッパや殺菌下駄箱の常設は当たり前になっています。

院内の設備を常に注意して観察し、整理整頓を心がけましょう。



(2) 高齢患者に優しい応対とは

診療開始前、玄関前で待っている患者さんを見かけることがあります。

スタッフの人数に余裕があれば、できるだけ中に入っていただき、居心地良く待っていただくのが最良です。

◇高齢患者の応対ポイント

- 入口をあける時間を明示
- 外でも座って待てる工夫をする
- 風雨にさらされない工夫をする

(3) 高齢者が多い医院での応対

地域情報として、地域老人会や町内会などの情報を掲示板に掲載したり、町内の子供の絵などが飾ってあるとホッとします。少し大きめの文字で作成するとよいでしょう。

待合室に、昔懐かしいレトロなものを配置するのも、居心地の良い医院としての演出になります。また、高齢者が多くなる時間帯には、懐かしいBGMを流すことも効果があるでしょう。



(4) 高齢患者の誘導について

体の不自由があっても、来院してくださる場合も多いと考えられます。
「自分の祖父・祖母が来院した」という気持ちで、優しく応対することが重要です。
下記のような細かな気配りを心がけましょう。

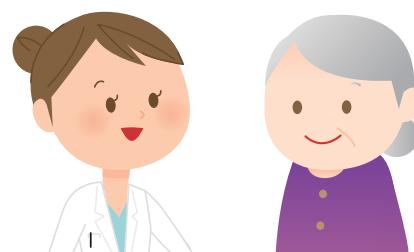
◇高齢患者の来院時の応対ポイント

- 耳が聞こえずらい患者さんには、こちらから近づき、耳元で大きな声で話しかける
- 「ゆっくりでいいですよ！」と声をかける
- 誘導にあたっては、高齢患者がしっかり立ち上がるまで待つ
- 転ばないように、つきそって歩く
- 受付に老眼鏡(強、中、弱)を設置する
- 持病や内服している薬について、確認する
- 訪問歯科を行っている場合は、案内する

(5) 高齢患者に対するわかりやすい用語説明と応対

患者さんの治療内容の説明は、年代を問わず、難しいと感じることもあるかもしれません。特に高齢患者は、耳が聞こえずらかったり、専門用語になじみにくいため、治療内容の理解ができずに、何回も聞き直すことが見受けられます。

このときに、理解してもらおうと、諭すような話し方をしたり、幼児言葉で伝えたりするのは、避けなければなりません。高齢患者は、様々な人生を歩んでこられ、経験の中から誇りや自尊心をしっかりと持っています。



◇高齢患者に対する説明時のポイント

- 幼児言葉を使用した説明に対しては、『馬鹿にされている』と、高齢患者に嫌悪感を与える恐れがありますので注意が必要です。
- 高齢患者にも理解を得られる説明の仕方をスタッフ全員ができるように、ロールプレイングで研修を行いましょう。

人事労務に関してのご質問は、お気軽にお問い合わせください。
日本クレアス社会保険労務士法人

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873

① Question

スタッフから産休と育休について質問がありました。産休と育休の違い、支給される給付金等についてよく分かっていません。基本的なことを教えていただけますか？

② Answer

産休と育休の期間

医院は、スタッフに女性の多い職場といえます。お子さんが生まれた後も、安心して勤めてもらえるように、院長先生も産休・育休の概要については、知っておく必要があるのではないかでしょうか。



① 産前休業

出産予定の6週間前（双子以上の場合14週間前）から、請求すれば取得できます。

② 産後休業

出産の翌日から8週間は、就業できません。

ただし産後、6週間を過ぎれば、本人が請求し、医師が認めた場合は就業できます。

本人が働くことを希望したとしても制度上、産後6週間は働くことができません。

③ 育児休業

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者は、医院に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの期間、育児のために休業できます。

主な給付金について

出産一時金

出産育児一時金は、被保険者及びその被扶養者が出産された時に市区町村又は、健康保険組合に申請されると、1児につき42万円が支給されます。

育児休業給付（雇用保険に加入しているスタッフのみ）

育児休業期間は原則的に医院から給料はできません。本人が加入している雇用保険から生活をサポートしてくれるのが、育児休業給付金です。育児休業給付金の支給額は、育児休業開始日から180日目までは月給の67%が支給され、181日目からは月給の50%（×休んだ月数分）を受け取ることができます。

もらえる対象となる人は、①育休に入った時に雇用保険の被保険者である人、②育休に入った時に雇用保険の被保険者ではないけれど、休業前2年間に被保険者だった月が12か月以上ある人（11日以上仕事をした月で数えます）です。また、給付要件が満たされていれば、父親も受け取ることができます。

詳しくはお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人

お問い合わせ先は ☎ 03-3224-2873 医療事業部 渡辺 多恵子



日本クレアス税理士法人 医療事業部

▼東京本社▼

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F
TEL : 03-3224-2870 FAX : 03-3224-2877

CLIENT2016年299号

■発行日：2016年8月5日
■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部
■URL : <http://www.ca-medical.jp>
■お問い合わせ先：☎ 03-3224-2873

◇国内◇ 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A